

尼崎市暴力団排除条例の一部改正（素案）について

1 条例改正の背景

本市では、平成 25 年に暴力団排除に係る基本的な考え方や取組を規定した尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 7 日条例第 13 号）（以下、「暴排条例」といいます。）を制定し、市の事務事業からの暴力団の排除を推進するなかで、暴力団の分裂騒動を契機とした対立組織間の抗争が激化したことを受け、暴力団の排除を目的とした市民団体である尼崎市暴力団追放推進協議会（以下、「協議会」といいます。）が発足するなど、市内での暴力団の排除の機運が高まり、住民による暴力団本部事務所に対する使用差止訴訟等の暴力団排除活動が活発に行われました。

その間、本市は尼崎市暴力団排除活動支援基金を設置し、協議会による暴力団追放パレードや住民による訴訟等の暴力団排除活動への支援、発砲事件の現場となった暴力団関連施設の買取りを実施するなど、官民一体となった暴力団排除活動に取り組んできたことで、令和 4 年 9 月には、複数あった市内の暴力団事務所がゼロになりました。

しかし本市は、令和 2 年から続く公安委員会による特定抗争警戒区域¹の指定が解除されておらず、継続して暴力団の動向を注視する必要があります。

また、特定抗争警戒区域の指定が仮に解除された場合、兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号）（以下、「県条例」といいます。）に定める規制範囲以外の地域には暴力団事務所の進出を規制できないこととなることから、市内に暴力団事務所の無い状況を維持するため、新たな暴力団事務所が運営されないよう暴力団排除活動のさらなる推進を図る必要があります。

そこで、本市の暴力団の排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を体现するため、暴排条例を改正します。

2 暴排条例の改正趣旨

現行条例では、県条例を踏まえ、市や市民等の責務を明らかにし、市の契約や補助金等の事務事業からの暴力団の排除といった基本的な事項のみを規定していました。

今回の改正では、新たに暴力団事務所の運営禁止規定を設けるとともに、市民団体等による暴力団排除活動への支援や暴力団事務所の使用等の差止め請求等市の具体的な取組を明文化することで、より効果的な暴力団排除活動を推進します。

3 暴排条例の改正

(1) 現行の条例

暴排条例では、暴力団排除に係る基本的な考え方として、第3条に基本理念、第4条に市の責務を規定し、主な取組として、第6条から第13条までに、契約事務において講ずべき措置といった事務事業からの暴力団の排除を規定しています。

(2) 改正の必要性

これまでの取組が実を結び、市内の暴力団事務所がゼロになったことから、今後、暴力団事務所の運営の禁止等のより抑止効果の高い規定を設け、新たな暴力団事務所が作られないよう暴力団排除活動のさらなる推進を図る必要があります。

また、現在の暴排条例は、平成25年度に制定してから10年が経過するなかで、条例制定当初には想定していなかった暴力団関連施設の買取りなどの事案に対応してきたことから、暴排条例で基本的な事項のみを規定している状態を見直し、近年の暴力団排除活動に対応できる規定を設ける必要があります。

(3) 改正の内容

ア 暴力団事務所の運営の禁止

現在、県条例において、青少年の健全な育成を保護する目的で、青少年の利用に供される施設から200m以内の区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に基づく用途地域²のうち、住居系及び商業系の区域を暴力団事務所の運営禁止区域として指定しており、県条例の規制範囲を本市の市域に当てはめると、約7割が規制範囲に該当し、残りの3割は工業系の用途地域で、規制範囲外となっています。

そこで、住居系と工業系の用途地域が混在する特性をもつ本市では、県条例の目的に加え、事業者や団体による社会経済活動の健全な発展に寄与することも目的としていることから、今後、市内で暴力団事務所の運営をさせないためにも、県条例の規制範囲に上乘せし、工業系の用途地域を含めた市域全域での暴力団事務所の運営を禁止します（別紙図1参照）。

イ 罰則

暴排条例における抑止効果及び実効性を高める手段として、暴力団事務所の運営を禁止する規定を設けることに加え、暴力団事務所の運営を発見した場合には、市による中止命令を行います。

あわせて、中止命令に従わない場合については、県条例と同様の刑事罰を与えます。

ウ 尼崎市等による暴力団事務所に対する使用等の差止めの請求

暴排条例における抑止効果及び実効性を高める手段として、中止命令及び罰則のほか、市の平穏な業務の遂行が違法に侵害されているときは、暴力団事務所の使用等の

差止めの請求を行います。

なお、市民による暴力団事務所の使用等の差止めの請求については、随時、必要な支援を行います。

エ 適用除外

平成 25 年に制定した暴排条例は、契約事務等の事務事業からの暴力団の排除を規定していますが、その後、暴力団関連施設であった不動産の買取りを行うなど、市の暴力団排除活動を進めるために、暴力団員との契約が必要な事例が発生していました。

そこで、暴力団排除活動の推進を目的とする場合に限り、特別に契約相手方が暴力団員となる暴力団排除活動等を実行するため、適用除外規定を設けます。

オ 審議会の設置

市が暴力団事務所に対する中止命令や適用除外を実行する場合、市条例の目的に則した内容かどうかについて意見を聴取するため、有識者で構成する審議会を設置し、意見を聴聞することで、業務の透明性の確保に努めます。

以 上

¹ 特定抗争警戒区域とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 に基づき定められる区域のことで、同法第 15 条の 3 により警戒区域内における禁止行為が定められている。

² 用途地域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の総称であり、本素案では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域の 8 種類を住居系、近隣商業地域、商業地域の 2 種類を商業系、準工業地域、工業地域、工業専用地域の 3 種類を工業系と区別しています。

暴力団事務所の運営禁止区域のイメージ

図1

兵庫県条例に定める用途地域規制範囲

尼崎市条例改正後に定める規制範囲

※赤色が規制範囲

